

公園内行為許可条件

1. 行為の内容は、表面に記載のとおりとし、公園内の施設に故障、支障等を与えないこと。また、公園利用者の支障とならないよう十分注意すること。
2. 公園施設に付属する駐車場がある場合は、車両（大型車両を除く。）は、所定の位置へ駐車することとし、他の利用者の支障とならないよう十分注意すること。また、路上駐車及び近隣施設等の迷惑になるような駐車は行わないこと。
3. 行為に起因して、公園内の他の施設に破損及び支障等を生じさせた場合は、当該行為を行う者（以下「行為者」という。）の責任において解決し、又は原状に復すること。また、第三者との間に紛争、事故等が生じた場合は、行為者が解決すること。なお、これらに要する費用は、全て行為者の負担とする。
4. 第三者の公園利用の規制、制限をしないこと。（この許可は、その期間を独占して使用することを許可するものではない。）
5. 行為が完了したときは、速やかに原状に復すること。なお、このことに要する費用は、全て行為者の負担とする。
6. 行為を行う際は、この許可書を携行し、関係者から提示の求めがあった際は、これに応じること。
7. 市長から行事等のため、行為の日時の変更等の求めがあったときは、これに応じること。
8. 前各項に規定するものほか、市長の必要な指示に従うこと。